

議員提出議案第1号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月26日

野坂道明

伊藤保

藤井一博

浜田妙子

興治英夫

中島規夫

内田博長

浜崎晋一

西川憲雄

川部洋

澤紀男

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>令和3年4月1日から同日において現に設置されている新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第22条第1項の規定に基づき設置される鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止される日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「令和新時代創造本部」とあるのは「<u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（人権啓発に関する事項に限る。）並びに令和新時代創造本部</u>」と、「<u>福祉保健部</u>」とあるのは「<u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（他の常任委員会の所管に属する事項を除く。）並びに福祉保健部</u>」と、「<u>商工労働部</u>」とあるのは「<u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（経済雇</u></u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p>

用に関する事項（観光交流に関する事項を除く。）に限る。）並びに商工労働部」と、「交流人口拡大本部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（観光交流に関する事項に限る。）並びに交流人口拡大本部」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に常任委員会に付議されて審査又は調査中の事件は、改正後の鳥取県議会委員会条例の規定によりその事件を所管する常任委員会に付議されているものとみなす。